

諮問庁：独立行政法人労働者健康安全機構

諮問日：平成29年5月31日（平成29年（独個）諮問第36号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（独個）答申第61号）

事件名：本人に送付した「ご連絡」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定労災病院が審査請求人に送付した「ご連絡」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年3月21日付け労健安収第1820号による不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求書

(ア) 趣旨

一部内容の書き換えと削除を求める。

(イ) 理由

別紙1に掲げる訂正請求書の別紙「理由書」及び別紙2に掲げる「本件の理由に係わる経緯が解る書面」そして、添付資料1ないし3までを全て引用する。

（本答申では添付資料は省略）

イ 補充書面

追加の資料を提出する。（以下）

資料A 行政文書一部開示決定通知書（写）

説明：特定労災病院の顧問弁護士名等が記載、公表されていること。（作成者：特定地方公共団体）

資料B お問い合わせ及び回答（写）

説明：審査請求人から別事件の委任をしている弁護士（A医事

課長と話をした者)への照会及びその回答。(特定労災病院の顧問弁護士の事は一切知らないし、調整もしていないこと)。

(作成者：審査請求人及びB弁護士)

(本答申では資料A及び資料Bは省略)

(2) 意見書

ア 主張書面

審査請求人は特定労災病院に対して、

- ① 「当方の代理人弁護士と特定労災病院の顧問弁護士が診断書の件で打ち合わせ、調整中である」と発言、伝達した事実は全くない。それを立証する資料を今回、提出する事とする。

上記発言をしたのは厚生労働省安全衛生部計画課のC氏である。審査請求人は同氏から聞いたもので、特定行政評価事務所が既に照会済である。(資料4)

- ② 国民は皆、行政機関等へ報告、連絡、相談等することは基本的人権にて保障されている。下部組織の医療機関である特定労災病院の院長にとやかく言われる筋合いはない。時代遅れも甚だしいし、行政機関等であればそのくらいは解るはずである。
- ③ 公文書等を訂正する権原が無いにも拘わらず、あたかも間違った権力を振りかざし、訂正はしない等と審査請求人への強権的且つ強迫性が潜む「ご連絡」という文書は撤回されなければならない。
- ④ 審査請求人が、真剣になって、診断書交付や拒否の件を行政に訴えている事が解ると思う。(各資料を確認して。)普通はここまでしないと思う。
- ⑤ 診断書等を交付しない事から最終的にその理由を求めた事案であり、結果、間違った文書が意図的に作成され、送付されてきたものを訂正要求しているものである。

特に今の時代、是々非々が追及される事が多く、間違いは素直に認めることが人の道である事というまでもない。「法の上に胡坐をかき、法の保護を求める者に対し、法は保護の手を差し伸べない。」法の大原則である。

添付資料

- 資料4 特定行政評価事務所 相談対応表
- 資料5 特定管区行政評価局 相談対応表
- 資料6 協会けんぽ特定支部 レセプト
- 資料7 特定資料A (諮問庁の閲覧を不可とするもの)
- 資料8の1 特定労災病院 診断書等
- 資料8の2 協会けんぽ特定支部 レセプト

(本答申では添付資料は省略)

イ 主張書面 II

- (ア) 特定労災病院は「事実」であるから訂正はしないと主張しているが、「事実」には二種類の「事実」がある。一つは真実であり、もう一つは虚偽の事実である。特定労災病院が主張しているのは後者である「虚偽の事実」である。特定弁護士会に特定労災病院の顧問弁護士であるD氏と審査請求人の接触の事実や相談等があったのか、否か文書の開示請求をしたところ、そのような事実を証明する事実の文書は存在しないと回答が来ている。(資料9) 特定労災病院の顧問弁護士名は特定地方公共団体の長への情報開示請求にて明白となっている。
- (イ) さらに、資料6に書かれている特定労災病院作成の書面について、公文書なのか、真実を確かめる為に控えとなる同等の文書を開示請求したところ、不存在である事が解った。(資料10) 同文書には作成者の氏名や公印が無い事から審査請求人が文書の真正を確かめる為に開示請求を行なったものである。後に、この文書の作成者はE医事課長が個人的に作成をし、審査請求人に送り着けてきたことが濃厚となったものである。仮に、組織の公文書として送り着けたものなら、不正に利得した金は法務局の供託するはずである。(現金書留での受け取りは拒否しているから、正当な行為として供託するのが自然である)
- (ウ) よって、不正な行為(診療報酬の不正請求)と虚偽を述べる特定労災病院を信用するか、一生懸命に事実を立証しようとしている審査請求人を信じるかは誰が見ても解る事である。なお、特定労災病院の医事課長の氏名を口頭において請求したところ、それを強烈に拒否された為に特定行政評価事務所のF氏にTEL連絡を入れ、機構に行政指導を行なってもらい、医事課長はE氏であることが解った。(姓しか教えないとのこと)
- 機構(特定労災病院の本部機構)は簡単な情報提供請求にも応じない考えを持っており、大変に不誠実であるとしか言いようがない。本当に教えない根性であるならば、行政評価事務所の指導を無視、または拒否したらいい。
- (エ) 公文書として送り着け、一方的に審査請求人の銀行口座番号を教えろというのであるならば、医事課長のフルネームを教えるべきが行政機関としての常識である。何故なら文書を作成したのは医事課長だからである。この事については特定地方法務局特定支局の人権担当課長にも報告、連絡、相談をし、支局長にも上げてもらっている。そして、支局長承諾の元、特定労災病院に連絡を入れてもらい、

特定労災病院より「今後は改めます」との回答があったと、人権担当課長より審査請求人にTEL連絡があった。特定労災病院の行為は不正に口座番号を書面により入手し、犯罪行為に使用するものであると思われても仕方のないやり方である。即ち、E課長が個人的に文書を出しているのではないかと思うことが大問題なのである。個人的でないというのであれば、法務局へ供託をすべきである。（供託をしないということは個人文書だから、それができないのであると思うことが至極、自然である）

つまり、特定労災病院は文書等を自己の都合のいいように作成する組織であることが解る。診療報酬の不正請求は特定厚生局指導監査課に申告済である。（資料11）

「ご連絡」文書に書かれているように、なにも認めなければそれはそれで立派だと思う。（審査請求人によって行政機関に申告されたこと）

添付資料

資料9 個人データ開示等の請求書等 特定弁護士会作成

資料10 職員氏名に係わる問い合わせについて（回答） 労働者健康安全機構作成

資料11 情報提供処理表（指導監査課）特定厚生局監査課作成

資料12 特定資料B（諮問庁の閲覧を不可とするもの）

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

下記の理由により、原処分の維持が適当と考える。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

特定日A付け、審査請求人に送付した「ご連絡」という文書

2 訂正請求の趣旨

一部内容の書き換えと削除を求める。

3 不訂正決定理由

記載内容は事実のため、訂正もしくは削除する理由はない。

4 原処分の維持が適当と考える理由

審査請求人から送付された審査請求書及び補充書面の内容をもってしても、当該保有個人情報に記載された内容が事実であることに変わりはなく、よって不訂正決定理由及び不訂正決定に変更がないため。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年5月31日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年6月28日 審査請求人から意見書及び資料を收受

④ 同年12月15日 審議

⑤ 平成30年1月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙の1に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、いずれも訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持することとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

本件訂正請求に係る本件対象保有個人情報が記録された文書は、特定労災病院が特定日付けで審査請求人に送付した「ご連絡」という文書であり、特定労災病院から審査請求人に連絡した内容を記録しておくために保有されているものと認められる。そして、この文書の性質からすると、これに記録された本件対象保有個人情報の内容は、特定労災病院が審査請求人に対し、同人からの要望等に対する同病院の回答を連絡したという「事実」とであると認められるから、その「内容が事実でない」ときは、訂正請求をすることができる。

しかしながら、別紙の1に掲げる本件訂正請求の内容をみると、審査請求人は、本件対象保有個人情報の内容が事実でないという主張、すなわち、特定労災病院から「ご連絡」に記載された回答の連絡は受けていない、あるいは、特定労災病院から「ご連絡」とは異なる回答の連絡を受けたなどといった主張を全くしていない。また、審査請求人は、本件対象保有個人情報の内容が事実でないことを根拠付ける資料の提出もしていない。

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報である特定病院の回答内容と審査請求人が連絡を受けた回答内容が異なるというのではなく、本件対象保有個人情報のとおり連絡を受けたことを前提に、その回答内容を自己の意に沿うように変更することを求めているにすぎないから、本件対象保有個

個人情報の「内容が事実でない」とときには該当せず，本件訂正請求には理由がないというほかない。

したがって，本件訂正請求については，法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の訂正請求につき，不訂正とした決定については，本件対象保有個人情報は，法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙 1（訂正請求書の別紙「理由書」）

理 由 書

冒頭，訂正請求の審議に誤解がないよう大切な事を述べる。

本件と同じ日に同様な時間差での「別件」があり，この「別件」については訂正請求人（以下「請求人」という。）の代理人弁護士と特定労災病院の A 医事課長の間で既に決着をみている。その内容は請求人に対して「結論として，特定年からの状態も含めるので，診断書，意見書は交付しない。今後の診療もしない。」というものであった。これは請求人が直接に A 医事課長より言葉を頂いている。（特定日 B 特定時刻頃）これについて，その後一切のやり取りはない。

さて，本件に関わる理由のみを以下に主張する。本件は，現在状態で一般診断書（裁判所提出用）の交付及び拒否について，その具体的な理由を書面にて要求したことに端を発している（医師法 19 条による請求）（資料 1）

（本件について，請求人に対して言い出し元である厚労省の C 氏を仲介して任意での訂正を根気強くお願いをしてきたが，残念ながら訂正等がなされなかったものである。）

- ① 「ご連絡」 1 ページ目の上から 2 行目赤線部分について，「裁判所に提出する診断書」に訂正すること。

請求人は鑑定書のこと等は一切言っていない。鑑定書云々は「別件」のことである。本件は一切関係がない。

- ② 「ご連絡」 1 ページ目の下から 2 行目赤線部分について，訂正もしくは削除すること。

役所に相談等の連絡をすることは，国民の基本的権利であり法律にて保障されている。とやかく言われる筋合いはない。

最終処分決定者は特定労災病院院長ではない。行政不服審査での解決ができる等。（総務省個人情報相談窓口担当職員より）（資料 2）

- ③ 「ご連絡」 2 ページ目の上から 4 行目赤線部分について，訂正もしくは削除すること。

1. 請求人が，特定労災病院顧問弁護士と請求人の代理人弁護士が打合わせ調整中であると聞いたのは，厚労省安全衛生部計画課の C 氏からである。同氏は「機構本部」の特定班長から聞いたと言い，特定班長は特定労災病院の A 医事課長から聞いたと言ったのである。そして，A 医事課長は請求人に「私は知らない」などと言ったもの。この事実は全て請求人が直接に，当事者全員から聞いたものである。（尚，請求人は特定労災病院の顧問弁護士を捜している。）同時に，事実の混乱を防ぐ為に，特定行政評価事務所に間に入ってもらい，その担当官 F 氏も厚労省に電

話を入れ、C氏より同様の話を確認している。F氏は特定労災病院にも電話を入れ、A医事課長に診断書の交付拒否の理由を早急に出すよう指導等を行なった。これらの話を請求人は直接F氏より聞いている。そして、「ご連絡」文書をF氏にFAXしている。(資料3)ありもしない事実を作り上げて、全てを請求人になすり付けている。

2. 本件について、そもそも請求人は代理人弁護士を雇ってはいない。全て、請求人自身が行なっているものである。

任意による訂正等の相談は、特定管区行政評価局のG氏にも行なっている。G氏は不適法な審査請求書形態のことについて、労働者健康安全機構の情報公開担当者に電話を入れてくれている。そして、請求人に「粘り強く、訂正を要求するしか現状、方法はない。」と助言をしてくれたものである。

④ 結論として、虚偽事実が記載された「公文書等」が存在していることとして、請求人は不利益を受ける可能性を否定できないのである。

具体的には、厚労省のC氏と行政官のG氏に報告はしている。(特定労災病院は嘘をつく病院等として他)

別紙 2（「本件の理由に係わる経緯が解る書面」（訂正請求書の添付書類））

本件の理由に係わる経緯が解る書面

第 I

「本件」は、請求人本人が代理人弁護士を付けず、医師法 19 条による診断書交付拒否の具体的な理由を書面にて回答を求めたものである。要求した診断書は裁判所提出用として、特定日 C 現在状態での診療の傷病名と、その他記載事項として、「関節可動域測定は日本整形外科学会等で定められた方法で行っている」というものであり、何ら、不当なものを要求しているものではない事である。これは、厚労省安全衛生部計画課の C 氏にも報告し、機構にも伝えられている事である。そして、今後の診断書も交付しないこと、今後の診療を拒否することを A 医事課長より口頭により通告を受けたものである。（特定日 B）診療拒否通告に関しては現在のところ何の問題にもしていない。

第 II

「別件」は、事務所奥から唐突に出てきた A 医事課長より、請求人の代理人弁護士を教えろと言われ、代理人弁護士 2 名の氏名と電話番号を教えた。「本件」請求の診断書内容について詳しい事を知らない損害賠償請求業務をしている代理人弁護士より、裁判書の鑑定書について詳しい診断書等を頂きたいと言われたことから、A 医事課長はこれを拒否したものである。この「別件」については、受け答えした方も感じが良くないとして、請求人は代理人弁護士を口頭注意している。しかし、「本件」とは関係のない代理人弁護士に電話を入れ、請求人が関知しない話し合いをして「別件」を作り出したのは A 医事課長である。

第 III

そもそも、請求した診断書は「本件」のものだけであり、代理人のイレギュラーな言動も含めて「別件」だけが存在しているものと位置付けたものである。（特定労災病院の錯誤）その「別件」については既に拒否ということで決着済みである。（特定日 B）その後、一切のクレーム等は申し入れていない。なぜならば、終わった話だからである。

※「本件」と「別件」は時間差で生じた全く無関係のものである。

第 IV

担当主治医は元々、自身が最初から関係していない診断書は書かないと表明しており、さらには、自身が担当した期間についても診断書の交付要

求には応じない姿勢をとっていた。どちらにしても診断書等は書く気がなかったのであり、ならば何故に診療を続行したのか聞いても理由を言わなかったのである。（特定日C 診療室内）これにより転院が遅れたのも事実。診断書を出さないのに診療しても意味はない。

ここで最も大切な事を述べるが、公的な診断書等（様式）は必ず傷病発生時の日付、要因を記入するようになっている。これは患者の申述によるものや、前医の診療録を確認して記載するようになっている。

現に、特定労災病院では前医に確認するし、無理ならカルテを持参するよう強く言われていた。だから請求人は全ての関係資料を任意提出し、診断書等を書いてもらっていたのである。「機構」の組織が新しくなり、院長が交代した途端ガラリと対応が変わったのである。（主治医だけの問題ではない）独立行政法人の設立の趣旨を分かっている対応であった。

もちろん、院長と主治医は採用時に誓約書を提出していないことから不作為等をして責任は追及されないと考えていたのだろう。未提出を黙認している「機構」も悪い。（別紙3）

第V

以上の事実があり、「本件」と「別件」を意図的に混合させた公文書等は訂正されなければいけない。文書の訂正をどうしてもしてもらわないと困るから、具体的な事実を述べた。

これは、厚労省のC氏や「機構」本部の特定班長に照会すれば解る事。そして、特定行政評価事務所のF氏にも照会すれば解ることでもある。F氏とC氏は確認し合っている。（弁護士間で話し合い調整中である旨を申述したのは、機構の特定班長だということ）

訂正作業については、監督者である「機構」本部が行なうことであり、最終的な権利、権限の根拠がない特定労災病院は関係しない。

（別紙1）（別紙2）診断書交付拒否の理由を厚労省を通じて再三求めたが、回答拒否でどうにもならなかった。事態を打開するために、最終的に特定行政評価事務所のF氏が特定労災病院のA医事課長に診断書交付拒否理由を出すように強く指導したことで、訳の分からぬ正当な具体的な理由がない強権的で強迫性が潜んでいる「ご連絡」という公文書等が送り着けられてきたのである。